

秦野市消防団協力事業所の認定に関する規程を次のとおり定めます。

平成19年2月14日

秦野市消防長 山崎 哲夫

秦野市消防団協力事業所の認定に関する規程

(目的)

第1条 この告示は、従業員が消防団に入団しやすい環境づくり、消防団員となった従業員が活動しやすい環境づくり、その所有する防災資機材の提供等、消防団活動に協力する事業所等に対して、地域での社会貢献を顕彰するために「消防団協力事業所認定証」を交付することにより事業所等と消防団との連携・協力が一層強化され、本市における消防・防災体制の充実強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防団活動に協力している事業所等として消防長が認定し、消防団協力事業所認定証を交付した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所認定証 消防団協力事業所として認定した証として消防長が交付する消防団協力事業所認定証（内容は、別図で定める。）をいう。

(消防団協力事業所としての認定の申込み及び推薦)

第3条 消防団協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所認定申込書（第11条に定める第1号様式をいう。）を消防長に提出するものとする。

- 2 消防団長又は自治会長は、消防団協力事業所に該当する事業所等があると判断するときは、消防団協力事業所認定推薦書（第11条に定める第2号様式をいう。）により消防長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 消防長は、前条の規定により申込みをした事業所等又は推薦があった事業所等が消防関係法令（条例及び規則を含む。）を遵守し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、消防団協力事業所としての認定を行うものとする。

- (1) その事業所等の従業員が秦野市消防団員として3人以上入団しているとき。
- (2) その事業所等がその従業員の秦野市消防団の活動について勤務条件に配慮しているとき。
- (3) 災害時等にその事業所等の資機材等を秦野市消防団に提供すること等の協定を締結しているとき。
- (4) 秦野市消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に貢献していると認められるとき。

(消防団協力事業所認定証の交付)

第5条 消防長は、消防団協力事業所としての認定を行ったときは、その事業所等に消防団協力事業所認定証を交付する。

(消防団協力事業所認定証の掲出等)

第6条 消防団協力事業所は、消防団協力事業所認定証を敷地内又は建物内に掲出することができる。

- 2 消防団協力事業所認定証は、消防団協力事業所が発行するパンフレット、チラシ、ポスター、看板又は電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式をいう。）により作成した映像その他これらに類する物において表示されることができる。この場合において、別表に定める消防団協力事業所認定証を同率に拡大し、又は縮小して行うことを妨げない。

(消防団協力事業所認定証交付簿の備付け)

第7条 消防長は、消防団協力事業所認定証を交付するときは、消防団協力事業所認定証交付簿（第11条に定める第3号様式をいう。）を備え付け、その認定証の交付に係る事業所等の名称、所在地、有効期間等必要な事項を記録しておくものとする。

(認定の有効期間)

第8条 消防団協力事業所としての認定の有効期間は、その認定した日から2年間とする。ただし、その消防団協力事業所が、総務省が行う消防庁消防団

協力事業所としての認定を受けたときは、その日から2年間を有効期間とする。

2 前項の有効期間が満了した事業所等は、消防団協力事業所認定証を掲出し、又は表示することができない。

3 消防長は、第1項の有効期間が満了する前において、その消防団協力事業所の意向及び第4条に規定する認定基準を引き続き満たすことを確認したときは、その期間をさらに2年間更新することができる。以後も、また同様とする。

(消防団協力事業所に対する感謝状の贈呈)

第9条 消防長は、消防団協力事業所のうち、特に良好と認める事業所に対して感謝状を贈呈するように、市長に具申することができる。

(認定の取消し)

第10条 消防長は、消防団協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき、第4条に規定する認定基準に該当しないこととなったとき、偽りその他不正な手段により認定を受けたとき、その他消防団協力事業所としての認定が適当でないと認めるときは、消防団協力事業所としての認定を取り消すことができる。この場合において、消防長は、その取消しの理由を書面により通知するものとする。

2 前項の規定により消防団協力事業所としての認定を取り消された事業所等は、消防団協力事業所認定証を速やかに消防長に返還しなければならない。

(様式)

第11条 この告示により使用する様式は、次の表に掲げるとおりとし、その内容は、別に定める。

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	消防団協力事業所認定申込書	第3条
第2号様式	消防団協力事業所認定推薦書	第3条
第3号様式	消防団協力事業所認定証交付簿	第7条

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

別図（第2条関係）



- (注) 1 消防団協力事業所認定証の大きさは、縦29.7センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 地色は青とし、中央のマークの色は赤とする。